大会概要

大会名称　　第４７回 マーチングバンド・バトントワーリング埼玉県大会

開催日時　　令和３年 ９月２３日(木祝)　午前１０時～午後５時(予定)

開催会場　　さいたまスーパーアリーナ(JRさいたま新都心駅・北与野駅下車)

主　　催　　埼玉県マーチングバンド協会

〒344-0067　　埼玉県春日部市中央1-45-12春日荘201号室

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　Tel/Fax 048-738-7779

共　　催　　埼玉県バトン協会

協　　賛　　「埼玉県芸術文化祭2021」

（予定）

後　　援　　埼玉県　さいたま市　埼玉県教育委員会　さいたま市教育委員会

（予定）　　埼玉県小学校管楽器教育研究会　埼玉県高等学校文化連盟

埼玉県私立中高等学校協会

読売新聞さいたま支局　埼玉新聞社　テレビ埼玉　他

趣　　旨　　　本実行委員会の目的である「マーチングバンド・バトントワーリングの活動を通して豊かな情操と音楽感性を育て、青少年の健全育成と心身の健全発達に寄与する。」の精神のもと、県内の各チームが一堂に集い、感動の演奏演技を披露し合う中で、活動の一層の充実向上と各団体相互の交流をはかり、ひいては地域社会の活性化と音楽文化の向上に資することを目的とする。

伸び伸びとした演奏演技の中で「より美しいもの、より楽しいもの」への憧れの心が育つことを願い、また演奏演技を競い合う中で「より高度なもの、音楽性豊かなもの」へ挑戦する若いエネルギーが培われることを願う。

1.出場資格

共通実施規定

①参加団体は、次にあげるａまたはｂの条件を満たしている団体であること。

ａ．令和３年6月19日(土)現在、埼玉県マーチングバンド協会、もしくは一般社団法人日本バトン協会に団体加盟登録し、埼玉県バトン協会に加盟していること。

　　なお、バトン協会に加盟の団体は、補欠の2名を含め、出演者全員が学校団体または一般団体に構成員登録をしていること。

ｂ．令和３年6月19日(土)までに、マーチングバンド・バトントワーリング埼玉県大会実行委員会事務局に県大会フェスティバル部門への参加の意志を示し、実行委員会の許可を得ていること。（概要はp.17に記載）

②参加団体は、次にあげる手続きを所定の期日迄に完了していること。

* + - 1. 参加申込書の提出　　　　　令和３年6月19日(土)　必着
			2. 以下にあげる参加費の納入　令和３年7月17日(土)

・1名につき2,500円（プログラム代を含む）

×構成メンバー数(マーチングバンド部門は指揮者も含む)

（バトントワーリング部門は補欠の2名も含む）

・1団体につき5,000円

1. 参加団体は、参加団体調査書、構成メンバー表、プログラム原稿をデータにて7月17日(土)迄に提出すること。
2. 構成メンバーに変更が生じた場合は、届出を行うこと。8月21日（土)までは、打合せ抽選会の際に氏名変更を行い、それ以降の場合は、県大会当日のチェックインの際に所定の用紙で届け出る。但し、構成メンバー数は、参加費を納入した人数以内であること。なお人数減があった場合、参加費の返金は行わない。バトントワーリング部門においては、補欠メンバーの登録を行い、補欠メンバー以外の変更は認めない。
3. 参加に関わる各団体個々の経費は、参加団体の負担とする。
4. 参加団体において、大会の目的及び趣旨に著しく反した行為があった場合は、次の大会への出場を認めない場合もある。
5. それぞれの部門の「音楽著作権」に関する手続きを行い、必要書類を提出すること。

2.部門

1. マーチングバンド部門
2. バトントワーリング部門
3. フェスティバル部門

3.演技フロアおよび入退場

1. 演技フロアおよび待機ゾーンは後記(5ページ)の通りとする。なお、ラインは白と黄で明示する。
2. 演奏演技は、左右の演技ラインの範囲とする。
3. 正面演技ラインより前の使用は原則として禁止する。
4. 演技フロアのラインや目印は演技の目安にするもので、審査に何ら関係ない。
5. 指揮者を含むすべての構成メンバー・登録引率者・補助スタッフの演技フロアへの入場は、実行委員会の指定した入場ラインを使用すること。
6. 構成メンバー・登録引率者・補助スタッフは、それぞれの部門の規定に従って入場し、みなし退場ラインを通過して退場すること。（登録引率者と補助スタッフは演技中、指定された席で待機）
7. 演奏演技中の不慮の落下物について、“このままでは演技者が危険である”と判断できる状態で、演技者自ら除去できる場合を除き、登録引率者及び補助スタッフがフロアに入って撤去することができる。
8. 演技中に器物や他の演技者への衝突、転倒などにより被害が拡大しそうなとき、また演技者が重篤な状態に陥った場合には、審判員に連絡した後、登録引率者及び補助スタッフがフロアに入ってケアすることができる。危険を回避するための行動による演技の乱れは審査に影響しないものとする。
9. 登録引率者及び補助スタッフは楽器・器物・手具の設置後、正しい位置に設置できたかを確認することができる。万が一、設置場所などに誤りがあった場合には、事故を防止する観点から演奏演技開始前にフロアに入って指示ができる。但し、演奏演技開始後の補助は認めない。

４.その他(緊急対応等)

1. 大会運営や他の出演団体に著しく迷惑のかかる行為があった場合は実行委員会で検討を行い、該当団体の関東大会や次年度の大会への出場を認めない場合もある。なお本大会では罰則(減点等)は特に設けない。
2. 出演時間に間に合わなかった場合について

　会長が以下のどちらかであるかを判断し、対応を実行委員会で検討する。

(理由がやむをえないと判断される場合)

可能な限り、団体の不利益にならない形で出場できるように対処する。

(上記でない場合)

審査対象外とする。但し可能な限り演奏演技を発表できるように対処する。

1. 大会開催が不可能であることが事前に判明した場合について

　以下の対応を原則として、細部やその他については実行委員会で検討する。

(中止の決定と連絡方法)

会長が最終判断を下し、直ちにホームページで周知する。

参加団体には、FAX等で直接連絡する。

(関東大会への推薦団体の決定)

過去の実績 または ビデオ審査により決定する。

1. 大会開催中に地震等で演奏演技が中断した場合について

　以下の対応を原則として、細部やその他については実行委員会で検討する。

(継続・中止の決定)

演奏演技中に地震等があった場合は、演出部よりストップをかけ中断した上で、大会継続が可能かどうかを会長が判断する。

(継続が可能な場合)

演奏演技を中断した団体が、最初から演奏演技をやり直して再開、進行する。

(継続が不可能な場合の表彰、関東大会への推薦団体の決定)

緊急事態が発生した時点で演奏演技をしたしないに関わらず、全団体を「優秀賞」とする。なお終了している部門はその結果を有効とし、関東大会への推薦に反映する。終了していない部門に関しては、過去の実績 または ビデオ審査により決定する。

５.感染症拡大防止対策について

①　参加にあたり、各団体の責任の下、検温・健康観察を確実に実施すること。特に以下に挙る事項に該当する方は、会場への出入りを行わないようにすること。

　　　　●当日の体温が37.5度以上ある者

　　　　●本番前２週間以内に、平熱を超える発熱、咳やのどの痛みなどの風邪の症状、倦怠感、嗅覚や味覚の異常、新型コロナウィルス感染症陽性者との濃厚接触、同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合。

②　会場にて、検温および消毒液の用意を行うので利用する事。

　　③　各団体の集合時、楽器置き場などでも三密を避けるように配慮すること。

　 ④　会場内では、出演者並びに観客の食事は禁止とし、水分補給は可とする。

　　⑤　演奏・演技以外はマスクを着用し、常に感染予防に努めること。

６.参加団体の打ち合わせ

大会を円滑に運営するため、参加団体の責任者1名は、参加団体打ち合わせ抽選会に出席しなければならない。

７.当日の大会運営係員について

　　大会を円滑に運営するため、参加団体は、以下に示す人数を当日の大会運営係員として7月20日までに登録する。係員の詳細については、8月21日に行われる打ち合わせ抽選会にて団体の責任者に伝える。なお、年齢は18歳以上（高校生不可）とし、所属部署の希望はとらない。

　　　　①マーチングバンド部門　　　構成メンバー　～40人まで　　　係員数2人以上

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　41～60人まで　　　　　　4人以上

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　61人以上　　　　　　　　6人以上

　　　　②バトントワーリング部門　　構成メンバー数にかかわらず　　係員数2人以上

８.付記

本規定の本旨を変更することなく、字句の加除訂正を本実行委員会において行うことができる。



1．構 　成

マーチングバンド部門実施規定

（1）幼保の部

　　①　単一加盟団体の幼児（未就学児）構成

　　②　複数の加盟団体の合同幼児（未就学児）構成

　　③　演技中に演技者と一緒に演技フロア内に留まっている大人も構成人数として登録する事。人数の制限は設けないが、参加費の納入が必要になる。

（2）小学生の部

①　単一加盟団体の小学生構成 　　　　　　※但し、未就学児は除く。

②　複数の加盟団体の合同小学生構成

③　小学生以外の指揮者は2名までとする。但し、小学生以外の指揮者は指揮を行えるが演奏

演技をしてはならない。（入退場時の楽器・器物の搬入及び搬出は可）

（3）中学生の部

①　単一加盟団体の中学生構成

②　複数加盟団体の合同中学生構成 　　　　　※但し、未就学児は除く。

③　単一加盟団体の小・中学生構成

④　複数加盟団体の合同小・中学生構成

⑤　小学生・中学生以外の指揮者は2名までとする。但し、小中学生以外の指揮者は指揮を行

えるが演奏演技をしてはならない。（入退場時の楽器・器物の搬入及び搬出は可）

（3）高等学校の部

①　高等学校の単一加盟団体高等学校在校生による構成。

但し、同一学校法人内の高校及び中学校の合同構成は認める。

②　生徒以外の指揮者は2名までとする。但し、生徒以外の指揮者は指揮を行えるが演奏

演技をしてはならない。（入退場時の楽器・器物の搬入及び搬出は可）

（4）一般の部

①　単一加盟団体による構成。　※但し、未就学児は除く。

構成メンバーの最大多数が、埼玉県内に居住、もしくは在勤・在学をしていること。

団体および構成メンバーの大会出場は、構成に関わらず、部門を通じて１回とする。但し、以下の場合においては重複エントリー及び参加を認めることとする。

　　・自身が演技者として登録される構成（部）とは異なる構成（部）において指揮者・副指揮者として参加する場合（個人参加費は各々のエントリーにおいて発生する）

　　・招待演技及び開閉会式等に参加する場合

2．楽器編成

全ての構成においての楽器編成は自由とする。

但し、幼保の部以外においてシンセサイザー、エレクトリックピアノ、エレクトリックギタ

ー、エレクトリックベース等の電源を必要とする電子楽器並びにピアノ、オルガン、ハープ

シコード、チェレスタ等の重量のある鍵盤楽器は使用不可とする。

その他、類似するものがある場合は実行委員会に問い合わせること。

幼保の部においては、事前に申請のあった場合のみ電源の使用を認める。ただし、容量を100V×15A以内とする。

3．演 　技

（1）入退場および計時

入場開始合図のジングル（アラーム音）の終了をきっかけ（係員の合図あり）に、構成メンバー・登録引率者・補助スタッフ、もしくは楽器・器物のいずれかが最初に入場ラインを超えた時点で計時を開始する。 演奏演技終了後、すべての構成メンバー・登録引率者・補助スタッフ及び楽器・器物等が見なし退場ライン(退場側３０ｍ側面ライン)を超えた時点で計時を終了する。 最後のメンバー及び器物等が見なし退場ラインを超えての演奏演技は不可とする。（登録引率者と補助スタッフは演技中、指定された席で待機）

（2）演奏演技時間

演奏演技時間は、次の通りとする。ただし、入場開始から１分間は演奏演技をすることはできない。※１分後に審判員が白旗を振り下ろして合図する。

①　幼保の部　　　　　　　　　　　12分以内（入退場込み）

②　小学生の部・中学生の部　　　　8分以内（入退場込み）

③　高等学校の部・一般の部　　　　9分30以内（入退場込み）

（3）器 物

「器物」とは、楽器・手具類・ユニフォーム類のどれにも属さず、演奏演技者以外の物を総称して器物とする。なお、楽器や楽器運搬台に装飾を施した場合は器物とみなす。

「手具」とは、演奏演技者個人が容易に携帯でき、自らが用いる小道具類を手具とする。

「特殊効果」とは、フラッシュ・ストロボ・各種ライト類（ケミカル類含）等の光の効果を用いたもの及びサイレンを特殊効果とする。

①　手具・器物類の搬入出は安全かつ迅速に行い、責任を持って搬入出をすること。なおここでいう搬入出とは演技フロアへの入退場だけのことではなく、会場への入場から退場までの全行程のことをいう。

②　演技フロアに搬入する器物（補助指揮台含む）については、次に示す規格内の大きさとする。

※ 規 格：1m80cm × 1m20cm × 1m50cm以内の立体。

※ 重 量：フロア内を一人で持ち運び出来る範囲内の重量。

ア．器物を重ねたり密着したりして並べる場合は、その状態が規格内の大きさであること。

イ．演技フロア内を複数の人数で一つの器物を持ち運んでも良い。

ウ．フロアに敷く布は器物であるが制限を設けない。

エ．規格内の大きさであっても、1m20cmを超える高さで演奏演技をすることは禁止する。

③　特殊効果は使用方法・数量等の詳しい説明書に写真若しくは図面を添付の上、指定された締切日までに大会事務局に提出すること。なお、それ以降の申請は認めない。

ア．乾電池以外の電源の使用は禁止する。

イ．化学反応で発光するケミカルライト類はその安全性がメーカーによって保証されているもののみ使用できる。

ウ．火気・ガス類・液体類及び固形燃料類は使用を禁止する。

　　　　④　サイレンを使用する場合は、特殊効果申請書を提出すること。

　　　　⑤　乗り物（自転車、バイク、ローラースケート、スケートボード等）、ドローン等リモコンで操作されるもの、動物は使用を禁止する。

⑥　正副指揮台は大会本部が設置したものを移動する事なく使用すること。大会本部が設置した指揮台では指揮以外の使用は不可とする。その他の場所での指揮台使用は各団体での持ち込みを可とする。ただしサイズは器物の規格以内とする。

⑦　国旗等の使用は敬意を損なわない最大限の注意をすること。なお、フラッグ等に用いる場合は原形での使用を禁止する。

⑧　スパンコールやビーズ等の衣装の付属品は、他の団体の演技の妨げとならないようにすること。

⑨　電気の使用を禁止する。ただし特殊効果用の乾電池とビブラフォン用のバッテリーは除く。

⑩　残留物に関しては、残留物（楽器・手具・器物 →残留不可）と落下物（帽子・靴・マウスピース・スティック等→故意でないもの）に区別して審査委員長が判断する。

⑪　武器に類似した物（ライフル・ピストル・セイバー等）の使用については、本番・練習以外ではケースに収納し、運搬に関しては団体責任者の責任のもと、楽器車等で一括搬送の手段を講じること。やむを得ず個人で運搬する場合は、ケースに収納し、銃砲刀類であることの認識をもって慎重に運搬すること。なお、セイバーについてはアルミニウム合金製のものを使用すること。

4．大会における著作権について

大会参加における著作権は著作権法に基づくものであり、大会に参加する団体はこの著作権法を遵守しなければならない。以下の事項はあくまでもその一部を補助的なものとして明記してあるが大会に参加する団体は法律で定められた事項を遵守することが必要である。大会で使用する曲については日本音楽著作権協会（JASRAC/03-3481-2121）に問い合わせること。万が一、版元とのトラブルが生じた場合は団体の責任の下に処理すること。

（音楽著作権使用許諾申請）

（1）使用曲に音楽著作権使用許諾申請が必要かの有無を確認する。

①　市販の楽譜を指定の編成で利用する………音楽著作権使用許諾申請の必要がない

※市販の楽譜を使用する場合はスコアーの表紙及び、購入を証明する領収書等のコピーを添付して提出すること。

日本国外から直接購入された楽譜は演奏できない場合もあるので注意すること。

②　市販の楽譜をアレンジして利用する………音楽著作権使用許諾申請の必要がある

※市販の楽譜にマーチングパーカッションを加えるなど指定の編成を変えて利用する場合は編曲使用許諾が必要。

③　原曲を自らアレンジした楽譜を利用する………音楽著作権使用許諾申請の必要がある

※ 上記②③の場合は団体ごとに原曲の作曲者または版権を持っている出版社に対して編曲使用許諾申請を行うこと。

尚、著作権は著作者の死後50年を経ると消滅する事が原則であるが、著作権の有無はJASRAC(日本音楽著作権協会)の団体管轄支部に直接問い合わせること。

使用料金の金額並びに支払い方法を提示されることがある。

使用許諾を証明する書類を提出すること

尚、版権を所有している団体によっては公式の許諾書式がない場合もあるが、その場合は版権所有の団体名、担当者名、連絡先、許諾に関する対応をされた期日等を記入し、許諾に要した金額の領収証等（コピー可）を添付して提出すること。

④　自作曲を利用する…………………………………音楽著作権使用許諾申請の必要がない

問い合わせ先：日本音楽著作権協会(JASRAC)

TEL: 03－3482－2121　　 http://www.jasrac.or.jp

（肖像権）

 （2）プロップなどに人物画、キャラクター等をデジタルコピーまたは複写して使用する場合は肖像権の使用許諾が必要となる。

上記の申請は参加手続き締め切り日までに申請が終了している事

5．審査委員長・審査員・審判員

（1）審査委員長の業務

審査委員長１名は罰則の最終判断を行うとともに、審査・審判業務を円滑に遂行する。

（2）審査員の人数と業務

審査員は下記の内容について、点数を審査用紙に記載し、コメントをCDに記録する。審査員の業務においてコメントがCDに記録されていない場合は点数のみの審査とし、再録音は行わない。

☆幼保の部・小学生の部☆

各審査員100点満点として6名の審査員で下記内容を審査して平均点を算出する。

①　全体的演奏演技の調和 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・6名

☆中学生の部☆

各審査員100点満点として6名の審査員で下記内容を審査して平均点を算出する。

①　全体的演奏演技の調和・・・・・・・・・・・・・・・・・・2名

②　全体的演奏技術と表現力・・・・・・・・・・・・・・・・・2名

③　全体的演技技術と表現力・・・・・・・・・・・・・・・・・2名

☆高等学校の部・一般の部☆

6名の審査員の配点を足した点数の1／8を算出する。

カラーガードがない団体、管楽器がない団体（鼓隊等）は無いキャプションの審査は行わず

1／7を算出する。（両方ない団体については1/6とする）

①　音楽と視覚の調和・　　・・・・・・・・・・・2名 200点 × 2名 ＝ 400点

②　管楽器の技術・・・・・　・・・・・・・・・・1名 200点 ÷ 2　 ＝ 100点

③　打楽器の技術・・・・・・・・・・・・・・・・1名 200点 ÷ 2 　＝ 100点

④　動きの技術・・・・・・・・・・・・・・・・・1名 200点 ÷ 2 　＝ 100点

⑤　カラーガードの技術・・・・・・・・・・・・・1名 200点 ÷ 2 　＝ 100点

（3）審判員の人数と業務

①　審判員の人数は2名とする。

②　審判員は人数・編成・時間・フロア・入退場・器物・事故の内容を審判する。

③　審判員は違反と判断した場合に演技終了後に赤旗を揚げ、審査委員長に報告する。違反の最終確認は審査委員長が行う。

6．罰　 則

（1）警告

①　大会実行委員会の指示に従わなかった場合。

②　他の参加団体に迷惑となる行為があった場合。

③　非社会的な行為、大会主旨に反する行為があった場合。

④　故意と認められるような規定違反があった場合。

　　※ 上記に該当した団体は実行委員会が警告書を発送する。

※ 2大会連続で警告を受けた団体は、次回大会に出場する資格を失う。

（2）注意

『共通実施規定3．演技フロアおよび入退場』・『3．演技 (1)入退場及び計時 (2)演奏演技時間 (3)器物』･『8．登録引率者・補助スタッフ』の規定及び大会運営に支障が生じるような行為があった場合。

※ 上記に該当した団体は実行委員会が注意書を発送する。

また、2年続けて同一団体が注意にあたる行為を行った場合は警告書を発送する。

7．成績判定・表彰

（1）成績判定（順位の決定）

 ☆幼保の部・小学生の部・中学生の部☆

①　各審査員は前記5の(2)に基づき100点満点（小数点0.5まで）で採点する。

②　6人の審査員による各団体の点数を平均し、平均点の高いものを上位とする。（小数点第2位までとし、小数点第3位以下は切り上げる）

③　平均点が同点の場合は、下記の順序により順位を決定する。

（関東大会推薦に絡む場合のみ）

ア．同点団体のみによる席次合計点の少ない方を上位とする。

イ．審査員6人の投票により上位を決定する。

ウ．審査員の点数の中で一番高い得点と一番低い得点の点数をカットし、４人の審査員の合計点を平均し、得点の高いものを上位とする。

 ☆高等学校の部・一般の部☆

①　各審査員は前記5の(2)に基づき200点満点（小数点なし）で採点する。

①は素点のまま、②～⑤はそれを100点に換算する。

②　すべてのキャプションがある団体はその合計点を8で割り平均点を算出、カラーガードあるいは管楽器が無い団体等は、その無いキャプションを除く平均点を算出し、その平均点の高いものを上位とする（小数点第2位までとし、小数点第3位以下は切り上げ）。

③　平均点が同点の場合は、下記の順序により順位を決定する。（関東大会推薦に絡む場合のみ）

ア．同点団体のみによる席次合計平均点の少ない方を上位とする。

イ．5キャプションの投票により上位を決定する。

ウ．審査員の点数の中で一番高い得点と一番低い得点の点数をカットし、４人の審査員の合計点を平均し、得点の高いものを上位とする。

（2）表 彰

①　全出場団体に金賞・銀賞・銅賞のいずれかを授与する。

金賞 ： 80点以上

銀賞 ： 70点以上～80点未満

銅賞 ： 70点未満

②　関東大会推薦枠数に従い、成績優秀団体を全国大会へ推薦する。但し、関東大会へは県大会登録出演者数により編成別推薦し、人数の増減による編成の変更は一切認めない。

　　③　推薦枠があっても、関東大会に推薦されないことがある。

　　④　特別賞を設け授与することがある。

8．登録引率者・補助スタッフ

※　本規定は関東大会とは異なることがあるので注意すること。

①　登録引率者は、5名までとする。

②　補助スタッフは、幼保の部は35名、そのほかの部は10名までとする。

③　構成メンバー・登録引率者・補助スタッフが客席に入る場合は、入場券が必要となる。

また、構成メンバー及び登録引率者のみ入ることができる。（補助スタッフは不可）

④　登録引率者は補助スタッフ登録がなくても搬入搬出補助をしてよい。但し、演奏演技時間内の搬入搬出補助は禁止とする。

⑤　補助スタッフは、出演者専用ラウンジ（楽器置き場）、１Ｆおよび搬入搬出エリアを通行することができる。

⑥　登録引率者・補助スタッフの登録

 　　　　①②の増減を7月17日までは認める。それ以降の変更は認めないが、大会当日の変更は減のみ認める。

1．構　成

バトントワーリング部門実施規定

(1)構成メンバーの年齢等により、次の部に区分する。

* 1. 小学校の部　　単一加盟団体もしくは複数の加盟団体の小学校構成であること。
	2. 中学校の部　　単一加盟団体もしくは複数の加盟団体の中学校構成であること。
	3. 高等学校の部　単一加盟団体の高等学校構成もしくは同一学校法人内の中等高等

学校の構成、複数の加盟団体の高等学校構成であること。

* 1. 大学の部　　　単一加盟団体もしくは複数の加盟団体の大学構成であること。
	2. Ｕ－１２の部　単一加盟団体で、７才以上12才以下でメンバーが構成されていること。

　　　　　　　　　＊2022年４月１日までに繰り上がる年齢

* 1. Ｕ－１５の部　単一加盟団体で、７才以上15才以下でメンバーが構成されていること。

　　　　　　　　　＊2022年４月１日までに繰り上がる年齢

* 1. Ｕ－１８の部　単一加盟団体で、７才以上18才以下でメンバーが構成されていること。

　　　　　　　　　＊2022年４月１日までに繰り上がる年齢

* 1. ＯＰＥＮの部　単一加盟団体で、７才以上でメンバーが構成されていること。

　　　　　　　　　＊2022年４月１日までに繰り上がる年齢

　(2)人数はいずれの部も４名以上とする。

(3)団体および構成メンバーの大会出場は、学校部門（①～④）、一般部門（⑤～⑧）で、各１回ずつまでとする。その際の個人参加費については、各々のエントリーに発生する。

2．編　成

(1)各部において手具により、次の編成に区分する。

①小学校の部、中学校の部は、バトン編成／ポンポン編成とする。

　　　　☆バトン編成　　１人１本のレギュラーバトンを使用すること。但し演技において複数本の使用は可とする。器物・特殊効果の使用は認めない。

☆ポンポン編成　ポンポン演技を主とした編成であること。レギュラーバトンの使用は可とする。器物・特殊効果の使用は認めない。

②高等学校の部、大学の部は、バトン編成／ポンポン編成とする。

　　　　☆バトン編成　　１人１本のレギュラーバトンを使用すること。但し演技において複数本の使用は可とする。器物・特殊効果の使用は認めない。

☆ポンポン編成　ポンポン演技を主とした編成であること。レギュラーバトンの使用は不可とする。器物・特殊効果の使用は認めない。

③Ｕ－１２の部、Ｕ－１５の部、Ｕ－１８の部、ＯＰＥＮの部は、バトン編成／ペップアーツ編成とする。

　　　　☆バトン編成　　１人１本のレギュラーバトンを使用すること。但し演技において複数本の使用は可とする。器物・特殊効果の使用は認めない。

☆ペップアーツ編成　２種類以上の手具を使用すること。レギュラーバトンも手具として認める。器物・特殊効果の使用は認めない。但し、ペップアーツ演技を主とした編成とすること。

【補足】〈手具〉バトン・ポンポンを含め演技者個人が容易に携帯でき、自らが用いて演技

　　　　　　　 するもの。

〈器物〉バトン・ポンポン・手具・コスチューム類のどれにも属さず、作品効果の為

　　　　　　 　に用いるものを総称したもの。

　　　　〈特殊効果〉乾電池を使用しフラッシュ・ストロボ・各種ライト類（ケミカル類含）

　　　　　　 等の光の効果を用いた全てのもの。

3．演技時間・計時

(1)演技時間 および 審査時間は次の通りとする。

　　　　　　　　　　　入場から退場を含めた演技時間　　　　　審査時間

①　小学校、中学校

Ｕ－１２、Ｕ－１５　　　　4分以内　　　　　　　　　　　3分以内

②　高等学校、大学

Ｕ－１８、ＯＰＥＮ　　　　4分30秒以内　　　 　　　　3分30秒以内

 (2)入場および器物の搬入は、「それでは入場してください。」のアナウンスによって開始すること。

(3)「審査時間」の計時は、使用曲の第１音から最終音までとする。

(4)「入場から退場を含めた演技時間」の計時は、アナウンスの合図からみなし退場ラインをすべての構成メンバーが出た時点までとする。

＊登録引率者が使用曲開始の合図を音響にすること。

＊審査時間は、演技時間内とする。

4．演技用音源

1. ＣＤ―Ｒを使用するものとし、ＣＤ―Ｒの保管・管理は、各団体の責任とする。
2. 演技用ＣＤ―Ｒは、音楽著作権使用許諾を受けたＣＤ―Ｒを使用すること。録音をする場合には、録音利用許諾を受けていること。音楽用ＣＤプレーヤーで再生できるものとすること。
3. 登録引率者の1名が、演技に使用するＣＤ―Ｒを音響席に持参し、作動および停止の合図を行うこと。作動合図は「スタート」停止合図は「ストップ」の語を使用すること。
4. 各団体の音響担当者は、大会当日、指定の時間に音量確認を行うこと。
5. 音量調整が必要と確認した団体の音響担当者は、音響担当係員の指示に従うこと。

 ※使用曲は自由とする。但し、国歌及び国歌を編曲された楽曲の使用は不可とする。

5. 著作権

1. 著作権法を遵守し、以下の手続き行い、必要書類を提出すること。
2. 関係のレコード会社等に、該当楽曲をＣＤに録音して演技用音源として使用する旨の申請をし、「音源使用許諾書」を発行してもらう。なお電話(口頭)で許諾がおりた場合は、事務局所定の用紙(音源使用許諾確認書)に必要事項を記入して提出するものとする。
3. 「録音利用明細書」「演奏利用明細書」および「著作権に関する確認書」に必要事項を記入し、「音源使用許諾書」とともに7/17(土)までに提出する。このとき、音源使用許諾に伴う支払いの「領収書のコピー」を併せて提出すること。

なお、レコード会社より発行される「音源使用許諾書」が、7/17(土)までに間に合わない場合は、打合せ抽選会(8/21)の際に提出してもよい。

1. 日本音楽著作権協会(JASRAC)に支払う使用料(演奏利用料金および録音利用料金)は主催者が負担する。但し、大会事務局の指示があったのにもかかわらず特定の楽曲を演奏(使用)したことにより(または出演団体が必要な手続きを行わなかったために)、日本音楽著作権協会（JASRAC）に対して莫大な使用料が発生した場合は、その楽曲を演奏(使用)した団体にその使用料の一部または全額を負担していただく場合がある。
2. 編曲や演奏、音源使用等をするにあたり、出版社やレコード会社等から料金が請求された場合は、各団体で負担するものとする。
3. 大会事務局は、著作権法上、出演団体が明らかに演奏(使用)の認められない楽曲を使用していることが事前に判明した場合、出演団体に対して楽曲変更等の指示ができる。
4. プロップやフラッグ等へ著作物や人物画などを使用する場合は、著作権使用法を遵守すること。なお、使用する旨を、大会事務局に特殊効果申請書にて報告すること。

6．登録引率者・補助スタッフ

※本規定は関東大会とは異なることがありますのでご注意ください

1. 登録引率者は、部門によって以下の通りとする。

・30名以下の団体は3名まで（音響席での合図を行う1名を含む）

・31名以上の団体は10名増す毎に1名追加（31～40名の団体の場合は4名）

1. 登録引率者は出演者と同じエリアを通行できる。
2. 構成メンバー・登録引率者・補助スタッフが客席に入る場合は、入場券が必要となる。
3. 出演者席には構成メンバーおよび登録引率者のみが入ることができる。（補助スタッフは不可）
4. 補助スタッフは、出演者専用ラウンジ（楽器置き場）、１Ｆおよび搬入出エリアを通行することができる。ただし、演技フロア内への搬入搬出補助をすることができない。

7．審　査

1. 審査委員長１名は、審査・審判業務を円滑に遂行する。
2. 審査員は3名とし、全体的効果・作品完成度・パフォーマンスを総合的に審査する。
3. 審判員は2名とし、人数・編成・時間・フロア・入退場・器物・事故・音響について審判する。
4. 規定に反した場合は注意・警告とし、減点は行わない。

8．成績および表彰

各審査員は１００点法（小数点なし）で採点する。

* + 1. 3人の審査員の席次点合計の少ないほうを上位とし順位を決定する。
		2. 席次点合計が同点の場合は、3人の審査員の合計点を平均し、得点の高い方を上位とする。更に平均点が同点の場合は、審査員3人の投票により上位を決定する。
		3. 得点により、全出場団体に以下のいずれかの賞を授与する。

　　　　80点以上は金賞、　70点以上80点未満は銀賞、　70点未満は銅賞

* + 1. 関東大会推薦枠に従い、上位団体を関東大会に推薦する。関東大会へは県大会登録出演者数により編成別推薦される。
		2. 推薦枠があっても、関東大会に推薦されないことがある。
		3. 特別賞を設け授与することがある。

1．構成および編成

フェスティバル部門実施規定

1. マーチングバンドまたはカラーガード、バトントワーリングを中心とした演奏演技とする。
2. 構成メンバーの年齢構成及び編成等は自由とする。

(3)カラーガードの構成においては、演奏は不可とし、演技に使用する手具として、トールフラッグの使用を義務づける。但し、使用は演技中の一部分でもかまわない。(トールフラッグとは、100cm以上のポールに旗又は旗に類する布等がついたもの)

　　　※マーチングバンドを中心とした編成はマーチングバンド部門の、バトントワーリングを中心とした編成はバトントワーリング部門の実施規定に準じること。

 (4)バトントワーリング部門との重複参加は可とする。但し、その際の個人参加費について

は、各々のエントリーに発生する。

2．演技時間

(1)マーチングバンド編成の演奏演技時間については、9分30秒以内とし、計時は、入場開始

合図のジングル（アラーム音）の終了をきっかけ（係員の合図あり）に、構成メンバー・登

録引率者・補助スタッフ、もしくは楽器・器物のいずれかが最初に入場ラインを超えた時点

で計時を開始する。 演奏演技終了後、すべての構成メンバー・登録引率者・補助スタッフ及

び楽器・器物等が見なし退場ライン(退場側３０ｍ側面ライン)を超えた時点で計時を終了す

る。 最後のメンバー及び器物等が見なし退場ラインを超えての演奏演技は不可とする。（登

録引率者と補助スタッフは演技中、指定された席で待機）

　(2)バトントワーリング編成の演技時間は4分30秒以内とし、計時はアナウンスの合図からみなし退場ラインをすべての構成メンバーと器物が出た時点までとする。

(3)カラーガード編成の演技時間は、5分30秒以内とし、計時は、演技計時補助員（登録引率者の1名）が音響席において演技用音源「スタート」の合図から「ストップ」の合図を行った時点までとする。

3．カラーガード編成

(1)カラーガードの入場および器物の搬入は、係員の指示で開始すること。退場については、演技計時補助員による計時終了の合図が出たら速やかにみなし退場ラインを通り退場すること。なお、演技終了の合図後の演技は厳禁とする。

(2)カラーガード編成の登録引率者は以下の通りとする。

・30名以下の団体は3名まで（音響席での合図を行う1名を含む）

・31名以上の団体は10名増す毎に1名追加（31～40名の団体の場合は4名）

(3)カラーガード編成の補助スタッフ（搬入搬出、メーキャップ等）は５名までとする。

4．演技用音源（バトントワーリング、カラーガード）

(1)ＣＤまたは、ＣＤ－Ｒを使用するものとし、ＣＤの保管・管理は各団体の責任とする。

(2)録音する場合には、録音利用許諾を受けていること、加えて市販のＣＤ１曲をそのま

ま使用することはできる。その場合は大会当日に使用するＣＤを持参すること。

録音許諾申請、録音利用明細書の提出は不要

5．審　査

(1)マーチングバンドとバトントワーリングの審査は各部門に順じて行い、演奏演技に対しての講評を行う。

(2)カラーガードの審査は3名とし、全体的効果、カラーガードの技術と表現力に対しての講評を行う。

6．表　彰

全団体に優秀賞を授与する。

1.提出書類

事務連絡

(1) 6月19日（土）提出（埼玉県Ｍ協会事務局へ郵送）　※必着でお願いします。

○ 参加申込書

　　(2) 7月17日（土）提出期限（埼玉県Ｍ協会事務局へメール）※必着でお願いします。

① プログラム原稿

② 構成メンバー登録書

③ 参加団体調査書

④ 大会運営係員登録書

　※データは埼玉県Ｍ協会ホームページに掲載しています。

　　(3) 7月17日（土）提出期限（埼玉県Ｍ協会事務局へ郵送）※必着でお願いします。

① 音楽著作権に関する確認書、および必要書類

② 演奏利用明細書、録音利用明細書

③ 費用の振り込み

　※データは埼玉県Ｍ協会ホームページに掲載しています。

　　(3) 8月21日（土）提出期限（打合せ抽選会にて提出）

* + - 1. 特殊効果使用申請書

2.打合せ抽選会

　　　　８月２１日（土）　15:30受付開始　　16:00会議開始　　17:30終了予定

　　　　場所：大宮ソニックシティ６０２号室

　　　　後日参加申込のあった団体に、打合せ抽選会の派遣申請書をお送りします。

3.入場券販売

(1) 入場券　　　前売り券　３,０００円　　　　当日券　３,５００円

(2) 前売り券販売

①参加団体　　8月21日(土)

払込取扱票にて郵便局に代金を**8月5日（木）まで**に振り込んでください。払込確認しまして、打ち合わせ抽選会にてお渡しします。

②一　　般　　8月23日（月）（予定）～ 9月22日(火)

販売場所

さいたまスーパーアリーナ インフォメーション

下倉楽器大宮店

昭和楽器春日部店

4.傷害保険

出演者・大会実行委員及び係員全員を対象に、一括傷害保険に加入します。

目次

◆大　　会　　概　　要　　　　　　　　・・・・・・・・・・・・・　1ページ

◆共　通　実　施　規　定　　　　　　　・・・・・・・・・・・・・　2ページ

◆演　技　フ　ロ　ア　図　　　　　　　・・・・・・・・・・・・・　5ページ

◆マーチングバンド部門実施規定　　　　・・・・・・・・・・・・・　6ページ

◆バトントワーリング部門実施規定　　　・・・・・・・・・・・・・　13ページ

◆フェスティバル部門実施規定　　　　　・・・・・・・・・・・・・　17ページ

◆事　　務　　連　　絡　　　　　　　　・・・・・・・・・・・・・　19ページ